

令和8年度 森林環境譲与税を活用した
集落等森林整備・環境改善事業

市道に隣接する森林のうち、倒木や枝折れにより通行の妨げとなる恐れがある樹木を伐採しませんか？

事業実施前

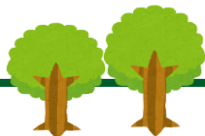


事業実施後



◎対象となる森林

倒木があった際、生活や交通の支障となるおそれのある「民有林」



事業のポイント

◎定数 **10地区**

◎補助率

直営、請負や委託等で支障の伐採・撤去に要した経費の

90%以内

※補助上限**50万円**

◎対象者

自治会、組合等の団体、市民団体、集落協定、集落営農法人

申込・抽選

申込み多数の場合抽選を行います。
先着順ではありません。

◎申込期間

5月11日(月)～6月5日(金)

◎抽選日時

日時 **6月12日(金) 9:30～**

場所 竹田市役所3階会議室

◎申込方法

現地確認が必要ですので農政課までご連絡ください。

詳細は裏面をご確認ください



お問い合わせ先 竹田市農政課 林業振興係 63-4805

○事業の概要

強風・大雨・降雪時に道路（車道・歩道）への倒竹木や枝の垂れ下がりによって、歩行者や車両の通行に支障をきたすことがあります。また、道路標識やカーブミラー等が見えにくくなり、交通事故の原因となります。

私有地に生育している樹木等は土地所有者の管理物であり、道路に隣接する樹木等で、けがや物品の損傷を招く事故が発生した場合には土地所有者が賠償責任を問われる場合があります。

竹田市では、市道に隣接した森林が多く過疎化や高齢化等により、管理が行き届かない箇所があることから森林環境譲与税を活用し、市道等周辺の森林環境整備を行います。

○留意事項

- ・生活で使用する市道沿いであり整備面積が1 a（100㎡）以上であること
- ・木材を運搬するトラック等が通行可能な幅員があり運搬に際し支障があること
- ・伐採後の木竹の処分は申請者で行うこと（処分費は補助対象外）
- ・事業の実施にあたっては補助対象者内の合意形成が図られていること
- ・伐採した立木を販売して収益があった場合は、事業費から差引くこと
- ・労務費に係る積算根拠、行程表を提出すること
- ・整備後は下刈りを行い適切に管理すること
- ・事業に取り組む者、森林所有者双方の合意形成
- ・請負等の場合は**市内業者 2 社見積**
- ・**枝打ち・枝切りは対象外（木の伐採が必要）**
- ・**宅地内の庭木、街路樹、庭園用樹木、竹の伐採は対象外**
- ・**過去に本事業を 2 回実施した地区については対象外**

○森林所有者と合意が必要な事項

- ・伐採を予定している土地の所有者と合意形成が図られていること
- ・伐採撤去した木竹の補償は発生しないこと
（本来所有者自身がすべきであるため）
- ・伐採した立木等の処分について森林所有者と合意があること
（売買や廃棄処分）

※**森林所有者の合意が得られない場合**は事業はできません